

少子化対策・女性の活躍促進特別委員会記録

開催日時 平成30年6月13日(水) 13:04～14:03

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

大国 正博 委員長
佐藤 光紀 副委員長
川口 延良 委員
荻田 義雄 委員
山本 進章 委員
米田 忠則 委員
出口 武男 委員
中村 昭 委員
山村 幸穂 委員

欠席委員 なし

出席理事者 橋本 こども・女性局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 6月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<会議の経過>

○大国委員長 それでは、ただいまの説明、またはその他の事項も含めまして、質問があればご発言願います。

○荻田委員 その他の案件ですが、ことしに入りまして、子どもが学校から即、県中央こども家庭相談センターに一時保護されたという話を聞いて、いろいろな事象がわかってきたわけです。ともあれ、親による子どもたちに対してのいじめや虐待といった事柄が、テレビ、新聞、報道機関等で毎日ほど耳に、あるいは目にしているところです。ことしこういった一時保護された事案を調査したことから、本当に大変だと思いました。子どもが学校で授業を受けるときに、顔が腫れ上がっていたことから、学校の先生や、市の担当課と相談されて、一時保護という措置をとられたようでした。結果として、子どもを一時保護していただいたことは非常によかったと思っていますけれども、特に親が子どもに暴力を

振るうことから、大変だという思いと、家庭内での夫婦の関係などいろいろな事情を聞かせていただきました。

私はこの間、市、教育委員会、学校当局によるそれぞれの関係機関との聞き取りで、この子どもをこれからの将来、どこで生活し授業を受けていくことが好ましいのかということから、奈良県で、今、中央こども家庭相談センター、さらには大和高田市にもう一つある、こういった専門の先生によって診療し、それに付随する専門の先生がどのように判断されていくのか。児童相談所時代からの経験も含めて、過去からずっと、随所で子ども、親にうまく立ち入る形での指導などもしていただいて、もとの形に、親が子どもに対するいじめ、虐待なども少なくなって喜んでおられる事象もあります。一番感じているのは、結果として、県の行政機関として果たす役割、あるいは、市、教育委員会、保護者とこの子どもに思いを込めてどのような対応をしていくことがいいのか、こういった相談をする全体の会議を今日までどのようにされてきたのか。昨年度でも、今年度でも結構ですから、18歳未満の子どもを保護をしていただいている人数などもお話ししていただければと思います。どういう状況であるのかと、わかる範囲で結構ですから、連携機関のあり方、事象としてどのぐらいの件数があるのか、その中で働いていただいている専門員の方々や嘱託として子どもの授業を担当してくださっている専任のあり方なども含めて、いろいろご苦勞をかけていると思いますけれども、今、私が申し上げた点についてお答えいただけたらと思います。

○夏原こども家庭課長 子どもに対する虐待の対応に関するお尋ねです。

まず、児童虐待の現状からお話させていただきます。直近でいいますと、平成29年度に県のこども家庭相談センターが受け付け対応をした児童虐待の件数は、速報値で1,481件となっています。これは前年度より14件増加し、依然として高い状況にあると考えます。次に、関係機関との連携というお話ですが、児童虐待への対応を行うに当たりましては、もちろん県の役割は非常に重要になってきます。県こども家庭相談センターが中心となってその役割を果たしていくわけですが、それだけでは問題は解決しないと思います。したがって、県のこども家庭相談センターとともに、児童の家庭を取り巻くあらゆる関係機関との連携が不可欠となると考えます。具体的には、市町村の児童虐待の担当課、教育委員会、母子保健担当課、子どもが保育所、幼稚園に通っていればそういう機関、学校であれば小学校、中学校、高等学校、警察署も含めた関係機関がそれぞれ把握している情報を提供して共有しながら事に当たっているということで、それら関係機関

が集まって、その子どもに関するケースを検討する個別ケース検討会議も開催されているところです。それをきちんと開催しながら、子どもの本当の幸せに結びつく処遇とはどういうものかを決定していくことを日々やっているところです。以上です。

○荻田委員 私もかかわらせていただいて、実態も様子もわかりました。しかしこの子どもたちが、例えば一時保護を解除されて家庭に戻ったときにどうなるのだろうという不安は今もあります。そして、いつがそういった形になるかということはありませんけれども、一番思っているのは、子どもが例えば小学生ですと、学校へ行って子どもたちの同じ仲間から果たしてどのように思われるのか、それから個人のプライバシーもあり、保護者を含めて、学校ではどのようになっていたのか。その思いも享受するときに、この辺はこれからのことですが、もちろん両親は自分の子どもであるから、いや、大変なことをやってしまったという強い反省を持ちながら再スタートをされるでしょうけれども、果たして心理状態がどうなるのかということは、今までのケースを踏まえて、例えば一時保護を解除された後も今の子どもたちや親にどのようにセンターとしてかかわっていくのか、あるいは市教育委員会や学校関係者との間を子どもがすくすくと心の傷を少しでも癒やすために、どのようにすれば一番スムーズに立ち直っていけるのか、これは保護者も子どもたちも同じですが、この辺、橋本こども・女性局長から、総括的に虐待やいじめについて、県として、今申し上げた点についてどう対応されていくのか、一言だけ聞かせてください。

○橋本こども・女性局長 荻田委員から関係機関との連携が非常に大切であると教えていただきました。一般的に一時保護を解除した後は、専門家の児童福祉司が半年間にわたってずっと指導をされると聞いています。それもケースケースに応じて半年間、また延びるかもわかりませんが、そういう寄り添った形での指導をしたいと思います。荻田委員もお述べのように、子どもの処遇については、個々のケースにより、一時保護をする場合、在宅で見守りながら指導していく場合など、いろいろな対応があります。先ほど夏原こども家庭課長から関係機関との連携はこうしているという話がありましたが、それは一時保護が解除された後も常にその関係機関との連携を図りながら、保護者や子どもに寄り添い、子どもの利益を最大限に確保できる形を持っていきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願いします。

○荻田委員 終わります。

○山村委員 最初に、教育委員会にお伺いしたいですけれども、スクールソーシャルワーカー

カーについてです。

近年、子どもの貧困、あるいはひとり親世帯の増加、また、先ほどもありました虐待問題など、困難を抱えている家族の問題で子どもの生活に係る丁寧な支援が必要な事例が増加しているということで、スクールソーシャルワーカーという形で社会福祉の専門家として、学校の子どもたちに対して、福祉機関などと連携して問題解決のために当たっていただいているということで大変重要な役割を果たしていただいていると思っています。国の方針としても、小・中学校では全校でスクールソーシャルワーカーを配置できるように改善が進んでいますが、高等学校ではどのように対応されているのかについて聞きたいと思っています。高校では中退、あるいは不登校などで社会に出ても非正規雇用で苦勞するという、困難に直面したことが将来にわたって尾を引いていくという問題で、貧困の連鎖につながるなどということもあり、例えば東京都では、独自にユースソーシャルワーカーとして、高校生を対象に貧困による中退問題や軽度の障害がある子どもの就業支援など、親身な援助を行っていると聞いています。奈良県では、スクールソーシャルワーカーが高校生に対してどのように取り組んでいただいておりますのか、実情を伺いたいと思います。

○深田学校教育課長 高校生のためのスクールソーシャルワーカーの活用についてという質問です。

県教育委員会では、特に児童生徒を取り巻く環境面に対する支援のために、今年度も9名のスクールソーシャルワーカーを各市町村教育委員会、小・中学校、高等学校、特別支援学校に派遣しています。高等学校においては大和中央高等学校、特別支援学校においては高等養護学校をそれぞれ拠点校と位置づけ、定期的にスクールソーシャルワーカーの派遣を行っています。派遣校では、教員と連携を密にしながら、必要に応じて市町村の福祉部局やこども家庭相談センターなどの関係機関との連携を行い、環境の改善に努めているところです。定期的な派遣を行っていない他の高等学校等についても、指導主事が各学校と連携し、支援が必要な事案にはスクールソーシャルワーカーによる支援を行っています。また、各学校から直接要請があった場合や緊急的に支援が必要な場合にもスクールソーシャルワーカーが指導主事とともに学校への支援に当たっているところです。

○山村委員 県の資料によりますと、9名のスクールソーシャルワーカーが小学校から中学校、高校まで対応されるということで、大変多忙というか活躍していただいておりますけれども、相談件数を見ても、この間、飛躍的にふえている状況があります。そういう中で、ソーシャルワーカーがおられて、相談に乗ってもらえることが周知されましたら、高校で

も、県のやっていることはいいことだと思うので、大いに利用がふえるのではないかと思います。そうになりました場合に、県のスクールソーシャルワーカーは9名おられますが、全ての方が非常勤の職員です。私は常勤化して、一人ひとりの対応については、非常に時間もかかる問題だと思いますので、人数をふやすことも含めて、今後さらに充実していただきたいと思っています。この件については、要望にしておきたいと思っています。よろしくをお願いします。

次に、先ほど荻田委員から質問がありました児童虐待についてお伺いしたいと思っています。

つい先日も大変かわいらしい少女が死亡されたという報道があり本当に心を痛めています。県の報道によりましても、先ほどの回答の中でも相談件数はふえていると聞いていますし、実態はどうなっているのかを改めてお伺いしたいと思っています。また、この間、相談件数が大変多くなっている中で相談に当たられる専門職の方1人当たりの受け持ち件数がどんどんふえていくということで、児童相談所の専門職、児童福祉司などの増員が課題になってきました。これは国を挙げて取り組んでいくということですが、奈良県ではどのように改善されているのか、市町村での対応件数もますますふえていく状況にあると聞いているのですけれども、こちらの実情はどうなっているのか。特に自治体間で専門職という点での格差が非常に多いと聞いていますし、不足しているという課題があるとも聞いていますが、まず、その実態についてお伺いしたいと思っています。

○夏原こども家庭課長 児童虐待の対応に関する質問です。

まず、本県の現状については、先ほど申し上げたとおり、平成29年度の速報値になりますが、1,481件と前年度より14件増加しています。依然として高い状況にあるのは、山村委員がお述べのとおりです。

次に、県内の各こども家庭相談センターにおきます児童虐待対応の体制に係る質問です。

児童福祉司について、増員をしていくという児童福祉法の改正が平成28年度にありました。それを受けまして、奈良県でも児童福祉司の増員をこれまで図っているところです。本年4月1日時点での県内2カ所のこども家庭相談センターにおける国が定める児童福祉司の配置基準は32名になっています。それに対して、今年度中に31名の児童福祉司を配置する予定となっています。したがって、法で定める基準に対し1名の児童福祉司が不足している状況にあります。そういう状況を踏まえまして、不足しています児童福祉司への対応のため、現在、人事課において、児童福祉司の募集を行っているところです。本日までの応募期間となっており、3名程度の採用を予定しているところです。

それから、山村委員がお述べのように、虐待の対応件数がどんどんふえている中で、児童福祉司1人当たりの対応件数がどうなっているのかですが、児童福祉司1人当たりの児童虐待の相談対応件数については、奈良県の件数ですが、平成27年度が70.7件、平成28年度が73.4件と非常に多い状況が続いていました。児童福祉法の改正を受けまして、平成29年度に児童福祉司を7名増加したところ、1人当たり54.9件と対応件数が減少したところです。また、市町村における体制については、現在、県内全ての市町村に要保護児童対策地域協議会という児童虐待に対応する協議会が設置されています。平成28年度の児童福祉法の改正により、その協議会に専門職を配置することとされました。本県では、現在39市町村のうち37市町村において97名の専門職員が配置されており、個々のケースに応じた関係機関の対応を統括する役割を果たしていただいているところです。以上です。

○山村委員 児童福祉司の数を法的にもふやしていこうと奈良県でも努力をしていただいた結果、数がかなりふやされたおかげで対応件数が以前の70件を超える状況から50件台になったということです。しかし、その50件という件数も非常に多いのではないかと考えています。今おっしゃっていただいた専門職の方は正規職員として採用されているということでしょうか。市町村でも正規職員ということになっているのか、その点についても伺いたいと思います。

○夏原こども家庭課長 今申し上げた児童福祉司については、正規職員という計算になっています。市町村については、現在把握できていない部分があり、非正規の方もおられるかもわかりません。

○山村委員 はい、わかりました。この児童虐待相談の件数が、伸びというか増加の勢いが非常に大変なことになっているということで、国全体で見ても、専門職をふやしても1人当たりの負担が大きく改善されない状況があるもとの、やはりそういう事案が起こらない社会をつくっていくことがまずは必要ではないかと思えます。

先ほどもお話がありましたけれども、児童福祉法が改正された中で児童福祉の理念ということで、児童が権利の主体であって児童の最善の利益が優先されることが明確にされたことは、大変重要だと思っています。その中で発生の予防も言われております。実際に事故が起こってしまった後、その子どもを保護したり、その家庭を支援して再生していく道を探っていくことも非常に重要だと思っていますけれども、いかにして発生を防いでいくかということがやはり大切ではないかと思えます。その対策としていろいろな事業があり、

県でも取り組んでいただいていると思っておりますけれども、その辺の実情、あるいはその効果も教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○夏原こども家庭課長 児童虐待の未然防止についてのお尋ねです。

児童虐待をなくしていくためには、未然防止あるいは早期発見が非常に重要となってきます。県では、児童虐待のリスクを早期に発見、低減するためには、妊娠、出産期から子育て期までの切れ目ない支援の強化が重要であると考えています。このため、県では、平成29年3月に改定をした第3次奈良県児童虐待防止アクションプランにおいて、妊産婦等の子育て家庭や児童への支援を切れ目なくつなげることを新たな視点として追加し、産前産後における支援の強化を図っているところです。具体的には、県内全市町村において、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行う子育て世代包括支援センターの設置を促進するとともに、子育てに不安を抱えるご家庭の早期発見、早期支援のため、生後4カ月以内の全家庭を訪問し、養育不安の高い家庭には、特に定期的な訪問を行っているところです。

加えまして、県では、子育てに対する不安を抱えながら地域において孤立している養育不安の高い家庭の訪問支援を行う訪問員、保健師、民生委員がその役割を担っていただいておりますが、これら訪問員の育成を目的に子育て応援家庭訪問プログラムを作成しました。そのプログラムを活用した研修会を開催するなど、アウトリーチ型の支援を行うとともに、そのプログラムの普及を図っているところです。また、昨年度から、予期しない妊娠、望まない妊娠とよく言われる、そういう悩みを抱えた女性への相談支援に当たる市町村の保健師等を対象に専門性の向上を図るための研修の実施にも取り組んでいるところです。さらに、地域において子どもたちへの見守り力を高めるため、オレンジリボンキャンペーンを全県的に展開をし、県民の児童虐待撲滅への意識醸成にも努めているところです。

今後もこのような母子保健、子育て支援、児童虐待対策、この3つを柱とした連携した取り組みを県として実施をしながら、保護者や子どもに寄り添い、子どもの利益を最大限確保できるような支援を行いたいと考えています。以上です。

○山村委員 いろいろ対策を立てて取り組んでいただいているということで、そのことは結構かと思っておりますが、それが本当に効果があるのかというところが問題だと思っております。全家庭を訪問されて、そこで問題発見した方には対応されるということで、大変きめ細かく対応していることも必要だと思っておりますが、しかし、実際には産まれてくる子どもの数は確実に減少している状況にあるにもかかわらず、虐待事案はどんどんふえ

続けていることを考えますと、一体これはどうしたことかと思えます。日本社会が、全体として子育てしにくい環境が広がってきているという、根本的な問題に取り組まないといけないのではないかと考えています。特に貧困世帯の増加、不安定な雇用の増加というところが社会的な要因として考えられるのではないかと考えています。特に奈良県でも、世帯の収入区分の推移を見ましたら、年収200万円以下の世帯がすごく増加している傾向があります。これは全国そうなのですけれども、やはり貧困という問題と安定した暮らしを立てるための安定した雇用というところを、子育て支援の中でも考えていかないといけない大きな課題ではないかと考えています。

今いろいろ対策を述べていただきましたけれども、それを担っていくマンパワーを圧倒的にふやすことも必要だと思っています。特に保健師など、家庭訪問をされて地域のコーディネーターという形でいろいろな関係機関と連携を持って活動していくことができる人材を地域の中に本当にもっともっとふやしていかないといけないと思っているのですけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○夏原こども家庭課長 児童虐待に関する取り組みを今幾つか述べさせていただきましたが、山村委員がお述べのように、子どもを取り巻く環境に、それぞれの事業がどれだけ効果を発揮しているのかという、効果測定はなかなか難しいところがあります。子どもがだんだん少なくなっていく中で児童虐待の件数がふえていくのは、非常に悲しい出来事が東京の事例もありましたが、日々起こっていると感じています。そのため、どこかに所属している、小学校や保育所に行っている子どもであれば、誰かが気づいてくれる機会が可能性としては高まります。そういった機会も失われてしまった子どもについて、いかに社会全体で見守っていくか、これが行政としての最大の今の課題であると考えています。そのためには、地域全体で、自分のところだけではなくて隣近所の子どもの様子を見守っていくという意識を持っていただくこと、行政だけではなくて、地域の皆さんがそういう意識を持っていただくことが必要になってくると思いますので、そういう啓発活動も根気よく引き続きやっていきたいと思っています。

いずれにしても、関係機関全ての連携による児童虐待対応は、必要不可欠なことであると思いますので、子どもの安全の確保を第一に考え、子どもの幸せを第一に考え、これからもやっていきたいと思っています。以上です。

○山村委員 夏原こども家庭課長としても、この問題に心を痛められて、何とかしていききたいという思いで取り組んでいただいていることはよくわかりました。その点で期待をし

ているのですけれども、課長一人の力ではどうにもならない、国全体の問題だとは思っています。しかし、奈良県の少子化対策という中で、今ふえている貧困、それから不安定な雇用、そういうことで暮らしそのものが破壊されている、その根っこに当たる部分に対してどうやって対応していくのかということも課題として大きく捉えて進めていかななくてはならない問題だと認識していますので、その点については、私も今後とも皆さんと一緒にいい方向がないか提案していきたいと思っています。以上で終わります。

○**大国委員長** 他にございませんか。

ほかになければ、これもちまして質問を終わります。

一言ご挨拶申し上げます。当委員会は、引き続き調査並びに審査を行ってまいりますが、特別委員会の設置等に関する申し合わせにより、正副委員長の任期は1年となっております。特別な事情が発生しない限り、本日の委員会をもって最終になるかと思えます。昨年7月の委員会設置以来、委員各位には、当委員会所管事項でございます少子化対策と女性の活躍に関することにつきまして、終始熱心にご審議いただきました。また、理事者におかれましても、種々の問題について積極的な取り組みをしていただきました。おかげをもちまして無事任務を果たすことができましたことを委員各位及び理事者の皆様に深く感謝申し上げます、簡単ではございますけれども、正副委員長のお礼の挨拶とさせていただきます。

それでは理事者の方はご退室願います。

委員の方はお残り願います。

(理事者退席)

それでは、ただいまから本日の委員会を受けまして、委員間討議を行いたいと思えます。委員間討議もインターネット中継を行っておりますので、マイクを使って発言願います。

6月定例会閉会日に行う当委員会の中間報告案と、参考にこれまでの委員会で各委員からいただいた意見等を整理した資料をお手元に配付しております。中間報告案について、各委員の皆様には事前にご一読をいただいておりますけれども、ご意見等がございましたらお願いをいたしたいと思えます。ございますでしょうか。よろしいですか。

次に、委員会の中間報告についてでございますが、正副委員長にご一任願いますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これもちまして本日の委員会を終わります。

